

最高裁秘書第2362号

令和元年5月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2240号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年2月20日付け最高裁総三第20号事務総長通達「裁判官以外の裁判所の職員が所持する裁判事務に関する書類の廃棄について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁総三第20号

(訟い-01)

平成31年2月20日

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

家庭裁判所長殿

最高裁判所大法廷首席書記官殿

最高裁判所事務総局局課長殿

司法研修所長殿

裁判所職員総合研修所長殿

最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

裁判官以外の裁判所の職員が所持する裁判事務に関する書類
の廃棄について（通達）

標記の書類の廃棄について下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 趣旨

この通達は、事件当事者等のプライバシー情報を適切に管理するため、裁判官以外の裁判所の職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が所持する裁判事務に関する書類の廃棄について定めるものとする。

第2 定義

この通達において「裁判事務に関する書類」とは、職員が裁判事務に関して職

務上作成し、又は取得した書類（最高裁判所規程又は他の最高裁判所の発出する通達に保存又は廃棄に関し別段の定めがあるものを除く。）のうち、個々の事件に関する記載があるものをいう。

第3 廃棄の時期

- 1 職員は、その所持する裁判事務に関する書類を職務上利用する必要がなくなったときは、速やかにこれを廃棄しなければならない。
- 2 職員（退職し、又はその任期が満了した後に、再び職員として勤務することが予定されている者を除く。）は、退職し、又はその任期が満了するまでに、その所持する裁判事務に関する書類を全て廃棄しなければならない。

第4 廃棄の方法

裁判事務に関する書類の廃棄は、細断、溶解その他のその復元又は判読が不可能な方法により行う。

付 記

この通達は、平成31年3月1日から実施する。